

第4章 移動等円滑化促進地区の設定

4.1 移動等円滑化促進地区の設定

(1) 移動等円滑化促進地区の設定要件

バリアフリー化に重点的に取り組む「移動等円滑化促進地区」の要件は、改正バリアフリー法第2条第23号及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成23年）の三の2において、次の①～④のように定められています。

● 移動等円滑化促進地区の要件

① 生活関連施設*があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

- ・基本方針では、原則として生活関連施設が概ね3以上あることとしている。
- ・また、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区としている。
- ・なお、旅客施設を含まない移動等円滑化促進地区の設定も可能である。

② 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区

- ・移動等円滑化促進地区は、その趣旨から、バリアフリー化を促進すべき地区であることが求められる。
- ・「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、高齢者、障害のある人等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況や、これらの将来の方向性の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化の促進が特に必要な地区であることを求めている。

③ バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

- ・都市機能としては、高齢者、障害のある人等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能等があげられる。
- ・地区におけるバリアフリー化の促進が、このような様々な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であることが求められる。

④ 境界の設定等

- ・移動等円滑化促進地区の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定めることが必要である。
- ・なお、移動等円滑化促進地区の区域が市町村界を越える場合は、隣接市町村と連携してマスタープランを作成する必要がある。

出典：国土交通省 総合政策局 安心生活政策課「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」

注) 上記①～③は、国土交通省が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に係る要件であり、④は留意事項である。

※「生活関連施設」とは、相当数の高齢者、障害のある人等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。

(2) 本市における移動等円滑化促進地区の位置づけ

本市では、まちづくりの上位計画である「本庄市総合振興計画」における「居住環境の整備」のめざす姿として、バリアフリー化が挙げられていることから、居住環境等におけるバリアフリー化を実施していく必要性が高いといえます。

移動等円滑化促進地区は、通常徒歩で移動が行われる区域で、その区域内には生活関連施設が集積している区域であることから、本庄市立地適正化計画の「居住誘導区域」が目指す区域の考え方^{*}と合致するため、居住誘導区域を移動等円滑化促進地区とすることとしました。

※居住誘導区域の基本的な考え方（本庄市立地適正化計画より抜粋）

居住誘導区域は、人口減少の中であっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、医療、福祉、子育て、商業等の生活利便施設やコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域です。

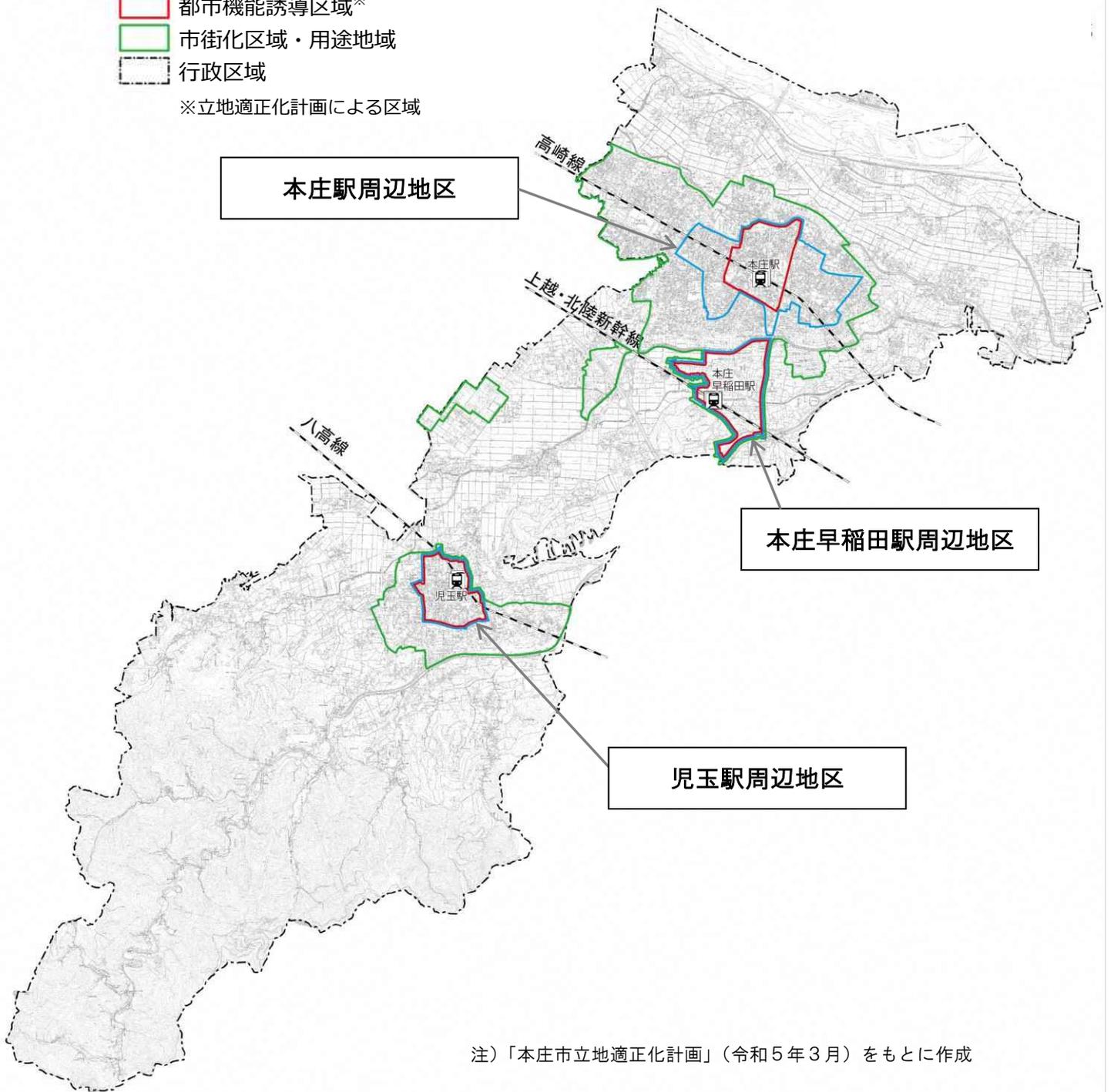
■ 移動等円滑化促進地区の設定

地区名	面積
本庄駅周辺地区	約 291ha
児玉駅周辺地区	約 100ha
本庄早稲田駅周辺地区	約 154ha

■ 移動等円滑化促進地区

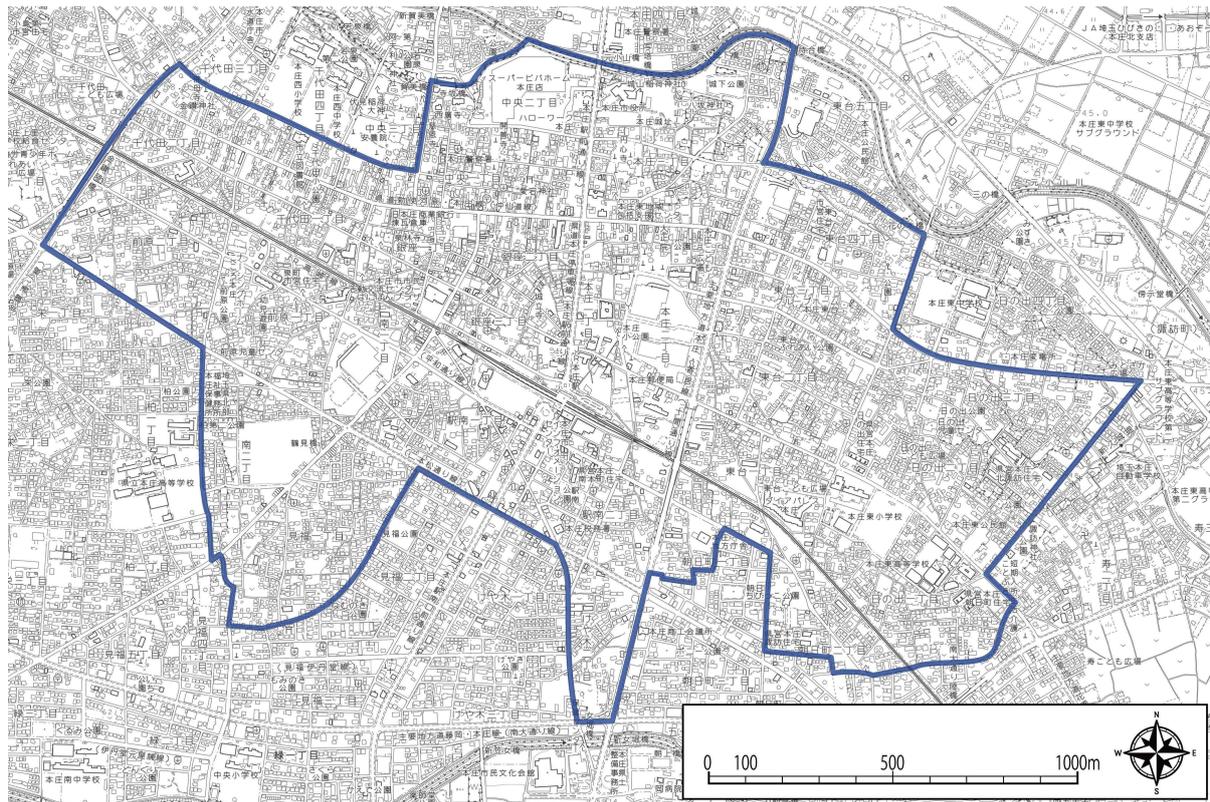
- 移動等円滑化促進地区（居住誘導区域※）
- 都市機能誘導区域※
- 市街化区域・用途地域
- 行政区域

※立地適正化計画による区域



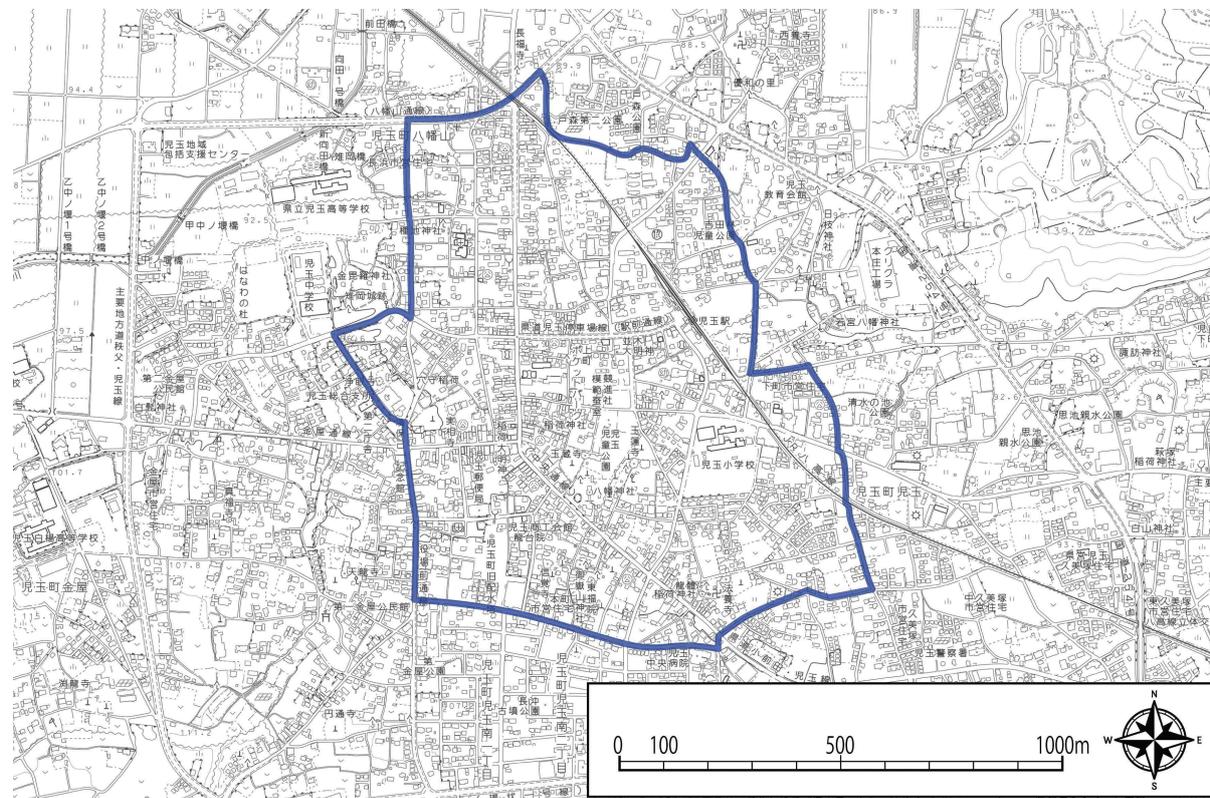
注)「本庄市立地適正化計画」(令和5年3月)をもとに作成

■移動等円滑化促進地区（本庄駅周辺地区）



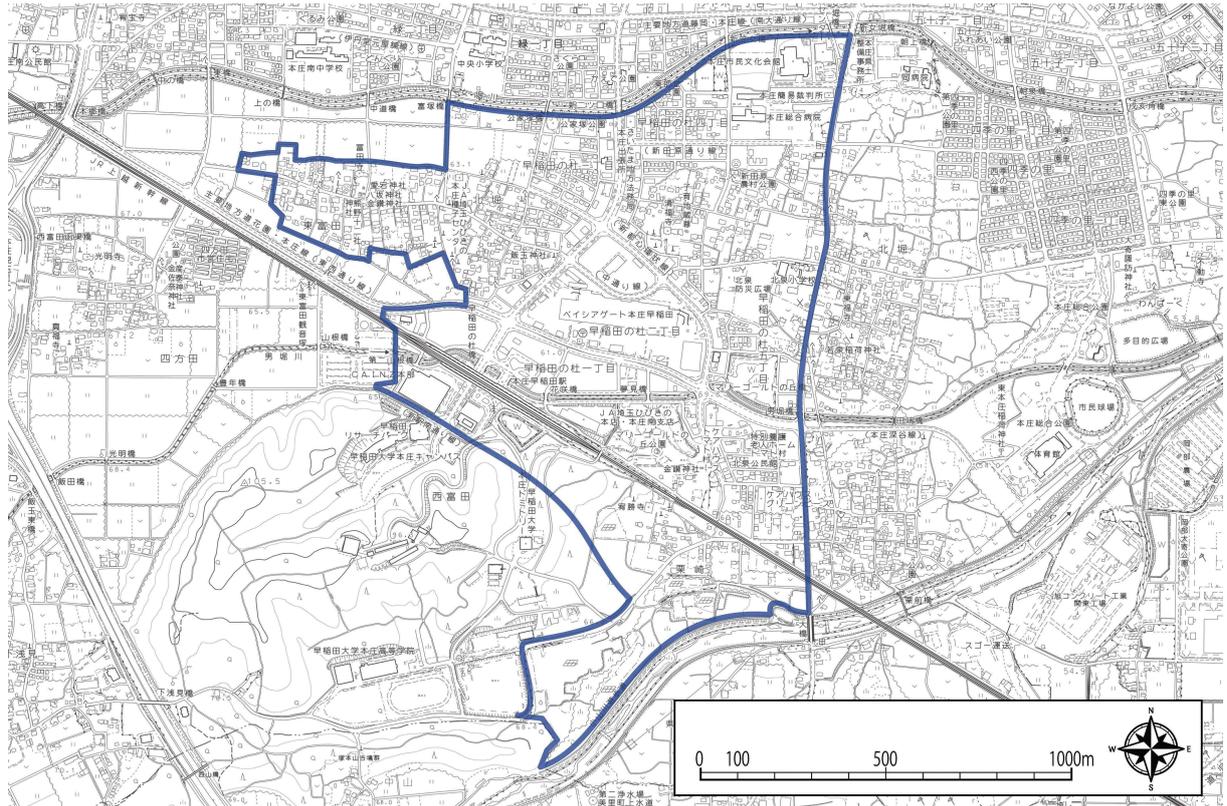
移動等円滑化促進地区

■移動等円滑化促進地区（児玉駅周辺地区）



移動等円滑化促進地区

■移動等円滑化促進地区（本庄早稻田駅周辺地区）



 移動等円滑化促進地区

4.2 生活関連施設・生活関連経路の設定

(1) 生活関連施設の位置づけ

生活関連施設には、多くの高齢者、障害のある人等が利用する旅客施設、官公庁、医療施設、商業施設、教育文化施設など多様な施設を位置づけることができます。

本市では、第3章で定めた基本理念も踏まえ、高齢者、障害のある人が多く利用する施設に加え、高齢者、障害のある人に限らず不特定多数の利用が見込まれる施設を生活関連施設に位置づけることとします。(p.45 表参照)

(2) 生活関連経路の位置づけ

生活関連経路はバリアフリー法において、生活関連施設相互間の経路と定義されています。

そのため、(1)で位置づけた生活関連施設を踏まえ、生活関連施設相互間を結ぶ経路のうち、主要な道路を生活関連経路として位置づけることとします。

(3) 生活関連施設・経路の設定

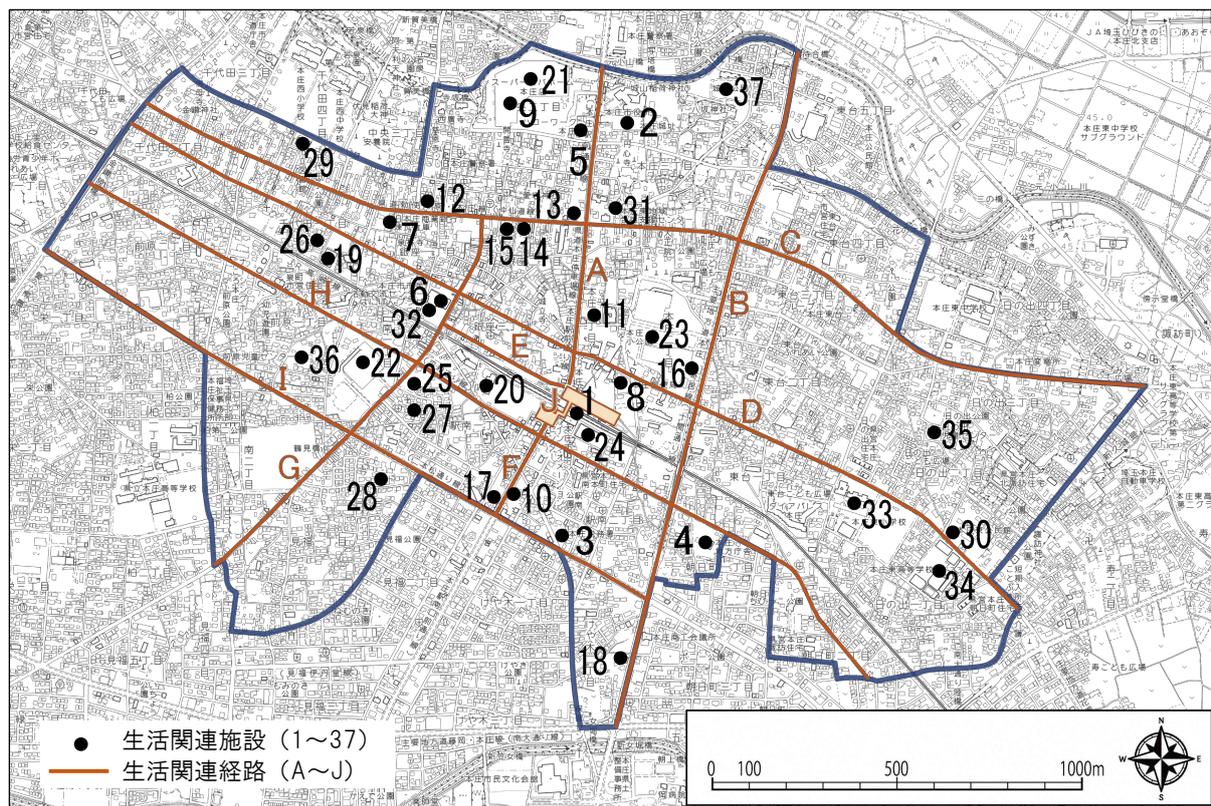
生活関連施設の考え方は次ページに示すとおりです。

これらの考え方で設定した生活関連施設及び生活関連経路を、本庄駅周辺地区を p.46 に、児玉駅周辺地区を p.48 に、本庄早稻田駅周辺地区を p.49 に示します。

■生活関連施設の考え方

旅客施設	・ 鉄道駅
官公庁	・ 市役所、県税事務所、税務署、裁判所など
金融機関等	・ 銀行、郵便局など
医療施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、診療所など ・ ただし、バリアフリー法により、特別特定建築物（不特定多数が利用、または主として高齢者・障害のある人等が利用する建築物で、床面積が 2000 m²以上の規模）を建築する際には、国のバリアフリー基準への適合が義務付けされていることから、床面積 2000 m²以上の病院または診療所を選定する。
商業施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業施設、宿泊施設など ・ ただし、バリアフリー法により、特別特定建築物（不特定多数が利用、または主として高齢者・障害のある人等が利用する建築物で、床面積が 2000 m²以上の規模）を建築する際には、国のバリアフリー基準への適合が義務付けされていることから、床面積 2000 m²以上の商業施設、宿泊施設を選定する。
子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、認定こども園 ・ 幼稚園については、3 歳以上の利用が中心となりベビーカーの利用は多数ではないと考え、選定しない。
教育文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館、文化会館、公民館、博物館など ・ 学校については、本庄市地域防災計画で指定緊急避難場所、指定避難所に指定される学校を選定する。
社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合福祉施設、老人・障害者福祉施設など ・ 老人ホームについては、施設内での生活・活動が中心となり、地域での移動は少ないと考え、生活関連施設として選定しない。 ・ また、民間運営の小規模な福祉施設については、バリアフリー法による生活関連施設の要件である「相当数の高齢者・障害者等が利用する施設」に該当しないと考え、生活関連施設として選定しない。
避難場所、避難所	・ 「本庄市地域防災計画」において、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所に指定されている施設
公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園（街区公園を除く） ・ 地区住民だけでなく、多くの市民や市外からの来訪者が利用する公園を選定する。

■移動等円滑化促進地区（本庄駅周辺地区）における生活関連施設・経路



<生活関連施設>

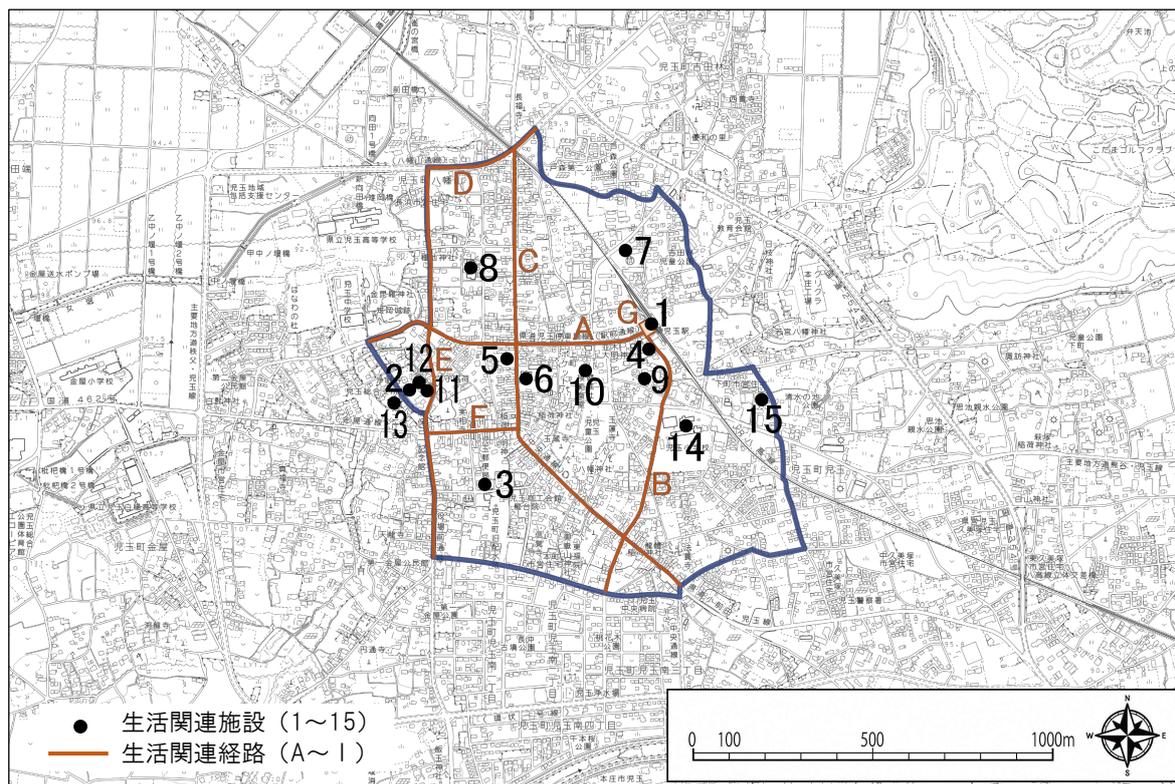
区分	施設名
旅客施設	1 本庄駅
官公庁	2 本庄市役所
	3 本庄税務署
	4 埼玉県本庄地方庁舎
	5 ハローワーク本庄
	6 市民活動交流センター（はにぼんプラザ）
	7 旧本庄商業銀行煉瓦倉庫
金融機関等	8 本庄郵便局
	9 ビバモール本庄郵便局（ビバモール本庄店内）
	10 武蔵野銀行本庄支店
	11 埼玉信用組合本庄支店
	12 埼玉縣信用金庫本庄支店
	13 埼玉りそな銀行本庄支店
	14 東和銀行本庄支店
	15 足利銀行本庄支店
	16 群馬銀行本庄支店
	17 しのめ信用金庫本庄支店
	18 中央労働金庫本庄支店
医療施設	19 医療法人福島病院
	20 医療法人社団心志会本庄駅前病院
商業施設	21 ビバモール本庄店
	22 MEGA ドンキホーテ UNY 本庄店
	23 フォルテ本庄
	24 埼玉グランドホテル本庄
	25 ホテルルートイン本庄
子育て支援施設	26 ふくしまキッズ保育園
	27 社会福祉法人世光会旭保育園
	28 幼保連携型認定こども園梅花保育園
教育文化施設	29 本庄市立図書館
	30 本庄市本庄東公民館

区分	施設名
社会福祉施設	31 本庄東地域包括支援センター安誠園
	32 本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会(はにぼんプラザ内)
指定緊急避難場所(緊) 指定避難所(避) 福祉避難所(福)	2 本庄市役所(緊)
	6 市民活動交流センター(はにぼんプラザ)(緊)
	29 本庄市立図書館(緊)
	30 本庄市本庄東公民館(緊)
	33 本庄東小学校(緊、避)
	34 本庄東高等学校(緊)
	35 日の出児童センター(緊)
	36 前原児童センター(緊)
公園	37 城下公園

<生活関連経路>

区分	路線名
生活関連経路	A 一般県道本庄停車場線、本庄市道第 5375 号線(本庄駅前通り線)
	B 主要地方道本庄寄居線(十間通り線)
	C 一般県道勅使河原本庄線(仲仙道線)
	D 本庄市道第 216 号線、本庄市道第 6486 号線、本庄市道第 6487 号線
	E 本庄市道第 5374 号線
	F 本庄市道第 130 号線(本庄駅南口駅前通り線)
	G 本庄市道第 5386 号線
	H 本庄市道第 220 号線、本庄市道第 230 号線、本庄市道第 231 号線(平和通り線)
	I 本庄市道第 129 号線、本庄市道第 124 号線
	J 本庄駅北口駅前広場、本庄駅南口駅前広場、自由通路

■移動等円滑化促進地区（児玉駅周辺地区）における生活関連施設・経路



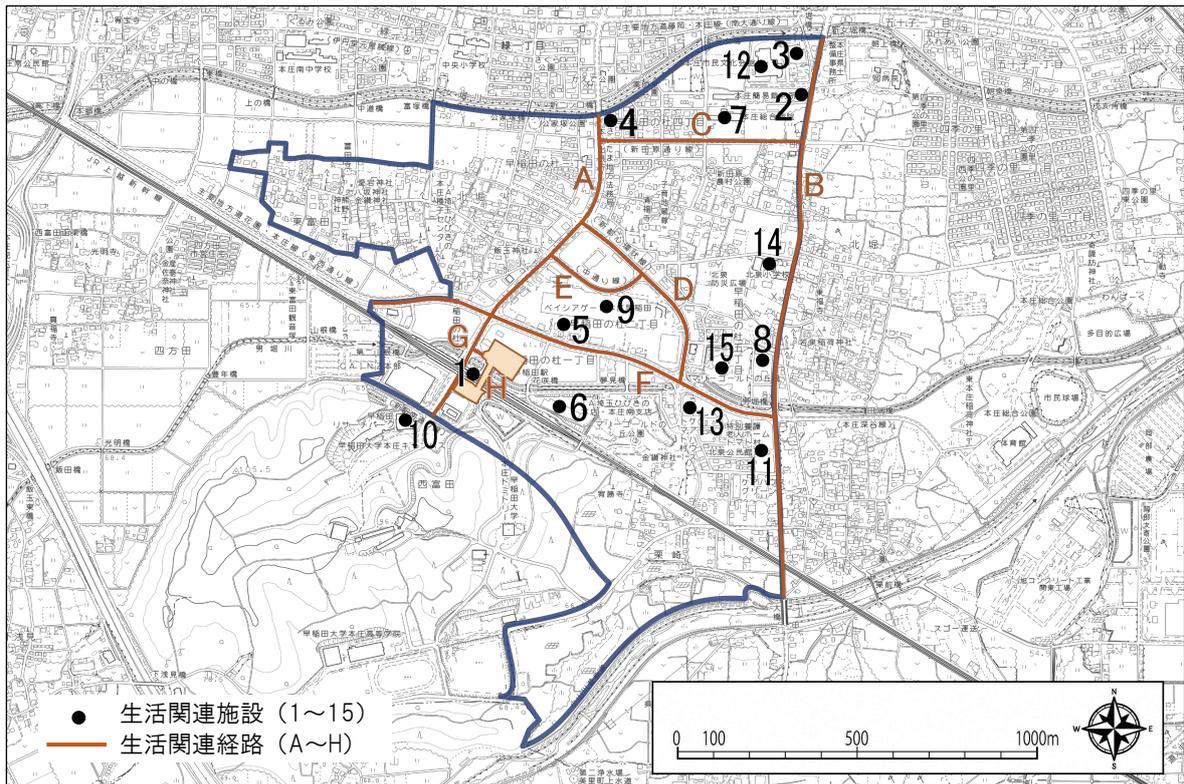
<生活関連施設>

区分	施設名
旅客施設	1 児玉駅
官公庁	2 本庄市児玉総合支所（アスパシアこだま）
金融機関等	3 児玉郵便局
	4 東和銀行児玉支店
	5 埼玉りそな銀行児玉支店
	6 埼玉信用組合本店
	7 JA 埼玉ひびきの児玉支店
医療施設	8 鈴木外科病院
商業施設	—
子育て支援施設	9 幼保連携型認定こども園児玉の森こども園
教育文化施設	10 競進社模範蚕室
	11 本庄市立塙保己一記念館（アスパシアこだま内）
	12 本庄市児玉公民館（アスパシアこだま内）
社会福祉施設	—
指定緊急避難場所（緊）	13 児玉文化財整理室（緊）
指定避難所（避）	14 児玉小学校（緊、避）
福祉避難所（福）	15 山王自治会館（緊）
公園	—

<生活関連経路>

区分	路線名
生活関連経路	A 一般県道児玉停車場線、本庄市道第2級1号線（駅前通線）
	B 本庄市道第1級2号線
	C 一般国道462号（中央通線）
	D 主要地方道秩父児玉線（八幡山通線）
	E 本庄市道第1級1号線、一般県道長瀨児玉線（役場前通線）
	F 一般国道462号（金屋通線）
	G 児玉駅前広場
	H 本庄市道第5-826号線
	I 本庄市道第1級3号線、本庄市道第1-468号線

■移動等円滑化促進地区（本庄早稲田駅周辺地区）における生活関連施設・経路



<生活関連施設>

区分	施設名	
旅客施設	1 本庄早稲田駅	
官公庁	2 本庄簡易裁判所	
	3 本庄市保健センター	
金融機関等	4 さいたま地方法務局本庄出張所	
	5 本庄早稲田駅前郵便局（ベイシア本庄早稲田ゲート店内）	
医療施設	6 JA 埼玉ひびきの本店	
	7 医療法人本庄福島病院本庄総合病院	
商業施設	8 本庄脳神経外科・脊椎外科	
	9 ベイシア本庄早稲田ゲート店	
子育て支援施設	—	
教育文化施設	10 本庄早稲田の杜ミュージアム	
	11 本庄市北泉公民館	
社会福祉施設	12 本庄市民文化会館	
	13 社会福祉法人育和トマト村	
	指定緊急避難場所（緊）	3 本庄市保健センター（緊）
	指定避難所（避）	11 本庄市北泉公民館（緊）
福祉避難所（福）	12 本庄市民文化会館（緊）	
	13 社会福祉法人育和トマト村（福）	
公園	14 北泉小学校（緊、避）	
	15 マリーゴールドの丘公園	

<生活関連経路>

区分	路線名
生活関連経路	A 本庄市道第 130 号線、本庄市道第 8601 号線（中央通り線）
	B 主要地方道本庄寄居線（十間通り線）
	C 本庄市道第 8638 号線、本庄市道 8269 号線（新田原通り線）
	D 本庄市道第 8603 号線（新都心環状線）
	E 本庄市道第 8667 号線（中通り線）
	F 主要地方道花園本庄線（東西通り線）
	G 本庄市道第 8604 号線（新駅北口駅前線）
	H 本庄早稲田駅北口駅前広場、本庄早稲田駅南口駅前広場、自由通路